

事 務 連 絡  
平成28年2月15日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当課  
保 育 担 当 課 御中

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用等について（周知）

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度における保育所等の優先利用の考えについては、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号。以下「留意事項通知」という。）第2の7においてお示ししているところですが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）の記載を踏まえ、「多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について（依頼）」（平成27年1月22付け事務連絡）により、第3子以降を保育所等の優先利用の対象と位置づけることについて検討をお願いしておりました。

その結果について、別紙のとおりとりまとめましたのでお知らせします。貴課におかれては、別紙の内容を十分御了知の上、貴管内の市町村に対し周知をお願いします。

また、留意事項通知第2の7においては、保育士等の子どもの保育所等の利用について、「その他市町村が定める事由」として、「人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。」と示しています。

政府においては、今般、「待機児童解消加速化プラン」に基づく平成29年度末までの整備目標を40万人から50万人へと上積みし、待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を大幅に進めていますが、保育士自身の子どもが保育所を利用できず待機児童となる場合があり、潜在保育士の職場復帰を阻害する要因の一つとなっています。

待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を大幅に進めており、全国的に有効求人倍率が高まる中、保育の担い手の確保が喫緊の課題となってきたことも踏まえると、保育士等の子どもを優先利用の対象とすることについて、留意事項通知第2の7（2）ウ⑨（その他市町村が定める事由）に該当するものとして位置付けることが考えられますので、改めてお知らせします。

貴課におかれては、その趣旨を十分御了知の上、貴管内の市町村に対し周知し、可能な

限り上記の趣旨を踏まえた対応を行っていただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

【本事務連絡の内容について】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

企画調整係

TEL：03-3595-2542、FAX：03-3595-2674

【新制度施行に係る全般的な事項】

内閣府子ども・子育て本部参事官

(子ども・子育て支援担当) 付

TEL：03-6257-1465、FAX：03-3581-0992

(別紙)

多子世帯を対象とする保育所等の優先利用の実施状況（平成27年9月30日現在）

実施予定（実施済を含む） 541自治体

実施予定なし 321自治体

（待機児童がないとの理由により実施していない場合を含む。）

検討中 549自治体

※ 回答があった1,411自治体の状況

(参考)

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号)(抄)

## 第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

### 7 優先利用

#### (2) 優先利用に関する基本的考え方

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

##### ① ひとり親家庭

※ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。平成27年4月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。)に基づく配慮義務がある。

##### ② 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)

##### ③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

##### ④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づく配慮義務がある。

##### ⑤ 子どもが障害を有する場合

※ 例えば、障害児保育を実施している保育所については、障害児が優先的に利用できるようにする必要性が高いため。

##### ⑥ 育児休業を終了した場合

(例)

- ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合
- ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合
- ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

##### ⑦ 兄弟姉妹(多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄姉が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。)について同一の保育所等の利用を希望する場合

##### ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※ 運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができる

と市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。

この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

⑨ その他市町村が定める事由

- ※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。
- ※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。
- ※ 併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。